

小中学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和7年2月

三重県御浜町

【三重県御浜町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	508	489	467	426	401
②予備機を含む整備上限台数	584	562	537	489	461
③整備台数（予備機除く）	0	489	0	0	0
④③のうち基金事業によるもの	0	489	0	0	0
⑤累積更新率	0	100	0	0	0
⑥予備機整備台数	0	71	0	0	0
⑦⑥のうち基金事業によるもの	0	71	0	0	0
⑧予備機整備率	0	15%	0	0	0

（端末の整備・更新計画の考え方）

令和 2 年度に GIGA 第 1 期で整備した児童生徒用の端末については、令和 7 年度中に整備後 5 年を迎えるため、同年度において、児童生徒用 489 台、予備機 71 台の計 560 台を更新します。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

令和 2 年度に整備した端末について、使用可能な端末は、非常勤講師等の端末としての活用や、オンラインで授業配信を行う際の補助端末として活用するなど学校の要望を確認し、活用します。

また、再使用等できない端末は、令和 8 年度で Google のリサイクルサポートを活用し、指定の業者による無償回収・処分を行います。

【三重県御浜町】
ネットワーク整備計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	57	100	100	100	100
アセスメントの実施有無	無	無	予定	無	無
令和 2 年度に整備した校内無線 LAN の機器が 5 年を経過しハードウェアの保証が終わるため、令和 7 年度に校内無線 LAN 機器の更新を行い、令和 8 年度にアセスメントを実施します。 アセスメントの結果により、十分なネットワーク速度が確保できていない場合は、十分な通信帯域を確保します。					

【三重県御浜町】 校務DX計画

令和2年度に1人1台端末の整備および学校における高速大容量のネットワーク整備の構築を行い、令和3年度からは利活用に向けた教職員向けの研修会を実施してきました。このようにICT環境が進展する中で、教育委員会および学校に必要とされるセキュリティ対策は高度化し、ますます重要度を高めていることから、教育委員会において令和3年1月に「教育情報セキュリティポリシー」を策定しました。

学校現場においては、1人1台端末を校務での活用にもつなげており、職員会議におけるペーパーレス化やアンケートのGoogleフォーム化、朝の打合せのスリム化（クラウドサービスやGoogleカレンダー等を活用した職員間の情報共有や連絡）に取り組むなど、できる範囲で校務DX化を進めてきたところです。今後も、1人1台端末を活用し、校務の効率化を実現することにより、教職員の働き方改革を推進します。

しかしながら、教育委員会や学校で行っている校務全てをすぐにDX化することは困難であるため、1人1台端末の使い手である教職員への研修を引き続き実施し、実現可能な範囲でクラウドサービスを活用して校務DX化を図っていく必要があります。現在行っている校務の中で何をDX化できるのか、また効率よく行うためにはどのようにしたらよいのかを試行錯誤していきながら、見極めていくことが重要となります。

最後に今後の展望として、現在未導入となっている統合型校務支援システムにおいては、近隣市町とも協議しながら、導入に向けて検討を進めていく予定です。

【三重県御浜町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」及び御浜町第6次総合計画前期基本計画、御浜町教育大綱等を踏まえ、御浜町では「誰一人取り残すことのない教育を目指し、子どもたちのわからないさが大切にされ、そこを起点に深く学びあえる人権感覚あふれる教室文化の醸成」に取り組むとともに、1人1台端末などのICTを積極的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現する教育を推進します。

2. GIGA第1期の総括

御浜町では、ICT教育の充実のため、令和2年度に1人1台端末の整備および学校における高速大容量のネットワーク整備の構築を行い、令和3年度からは利活用に向けた教職員向けの研修会を実施しました。教職員のスキルアップにつなげるとともに、授業で1人1台端末が利活用できるよう、児童生徒への継続的な指導に取り組みました。また、オンライン学習支援サービスも導入し、端末持ち帰り時の家庭学習においても利用可能となっています。

このようにICT環境の整備や教職員による指導を進めてきたことにより、児童生徒は1人1台端末をあたかもノートやペンと同じように日常的に利活用できるようになってきており、授業での利活用は一定進んでいる状況です。しかし、家庭学習での利活用については進んでいない状況のため、今後は1人1台端末やオンライン学習支援サービスの更なる活用により、家庭での学習時間を増やしていく必要があります。また、教職員では、端末の操作方法等の習熟度に個人差があり、授業などで有効に活用できなかったりすることがあります。

そのため、情報モラルやICT機器の有効活用に関する教職員研修を引き続き実施し、教職員の個人差により授業での活用差が生じないようにしていきます。

3. 1人1台端末の利活用方策

GIGA第1期に引き続き、県教育委員会が主催するICT研修会への参加要請や、Google社から講師を招いた研修会を実施します。教職員や管理職が、クラウド等を活用した授業について学べる機会を設けることで、教職員のスキルアップに取り組むとともに、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを授業で行うことができるようにします。また、各学校で選出しているGIGAスクール推進委員を中心に、各種研修で学んだことを各学校へフィードバックしてもらい、1人1台端末の更なる利活用が町全体で進むよう取り組みます。

また、特別な支援を要する児童生徒や不登校児童生徒に対しては、実態に応じたICT等の活用と対話を重視した活動で実現できる多様な学びを推進します。